

## 三朝町被災宅地擁壁等復旧事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）

第4条の規定に基づき、三朝町被災宅地擁壁等復旧事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 擁壁等 崖又は盛り土の側面が崩れ落ちるのを防ぐために造られる石垣又は擁壁（ブロック積、コンクリート造等をいう。）の構造物をいう。
- (2) 住家 平成28年10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震（以下「平成28年鳥取県中部地震」という。）の発生日の前日に居住の用に供していた住宅をいう。
- (3) 復旧工事 擁壁等の再設置、補修及び補強の工事（被災した擁壁等の除去を含む。）をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、平成28年鳥取県中部地震により、本町の区域内において被災した住家に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等が属する土地（営利を目的とする不動産事業の用に供する土地を除く。以下「被災宅地」という。）の復旧に要する経費の一部を補助することにより、住家の安全性の早期回復に資することを目的として交付する。

(本補助金の交付)

第4条 町は、前条の目的を達成するため、復旧工事を行う被災宅地の所有者、管理者又は占有者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の交付の対象となる復旧工事は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 平成28年鳥取県中部地震により被災した擁壁等の復旧工事であること。
- (2) 住家に重大な損害を及ぼすおそれのある範囲（住家からの水平距離が擁壁等の高さに1.5を乗じて得た長さの範囲をいう。）内にある擁壁等（擁壁等の被災部分の両端に原則としてそれぞれ1メートルを加えた長さを限度として被災部分の復旧に必要な部分に限る。以下「補助対象部分」という。）の復旧工事であること。
- (3) 補助対象部分を含む復旧工事が平成30年10月21日までに完了すること。
- (4) 次条に規定する補助対象経費が30万円以上のものであること。

3 本補助金の交付は、一つの被災宅地につき1回を限度とする。

4 第1項の規定にかかわらず、復旧工事に要する経費について他の公的補助が行われる場合は、本補助金を交付しないものとする。

(本補助金の額)

第5条 本補助金の額は、補助対象部分の復旧工事に要する経費（補助対象部分の面積に1平方メートル当たり4万円を乗じて得た額に相当する額を限度とする。以下「補助対象経費」という。）に3分の2を乗じて得た額に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、100万円を限度とする。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の申請書を平成29年10月21日までに町長に提出しなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、三朝町被災宅地擁壁等復旧事業補助金事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書（様式第1号。以下「様式第1号」という。）によるものとする。

3 規則第5条第3号の町長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 位置図
- (2) 擁壁等の状況が分かる写真
- (3) 復旧工事の契約書又は見積書の写し
- (4) 補助対象経費の算出資料（前号の書類で確認できる場合を除く。）
- (5) 復旧工事及び補助対象部分の面積が分かる計画図
- (6) 被災宅地の土地の所有者が分かる書類
- (7) 誓約書（様式第2号）
- (8) 同意書（様式第3号。管理者又は占有者が申請する場合に限る。）

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、三朝町被災宅地擁壁等復旧事業補助金交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

（着手届を要しない場合）

第8条 規則第11条第1項第3号の町長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に該当する場合以外の場合とする。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項に規定する報告は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 復旧工事の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合 復旧工事の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書（以下「実績報告書」という。）に添付すべき同条同項第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項の町長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 完了後の復旧工事の概要を示す写真
- (2) 復旧工事に要した経費の領収書の写し
- (3) 補助対象経費の算出資料（前号の書類で確認できる場合を除く。）
- (4) 復旧工事及び補助対象部分の擁壁等の面積が分かる完成図

（概算払）

第10条 町は、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。ただし、概算払をした日の属する年度内に実績報告書の提出ができる場合に限る。

（財産の処分制限）

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、5年とする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月15日から施行し、平成28年10月21日から適用する。

様式第1号（第6条、第9条関係）

三朝町被災宅地擁壁等復旧事業補助金 事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業計画（報告）

事業名	三朝町被災宅地擁壁等復旧事業
復旧工事の住所（場所）	
事業完了（予定）年月日	平成 年 月 日

2 事業収支予算（決算）

(1) 収入の部

区 分	予算額（決算額）	備 考
自己財源	円	
町補助金	円	
その他	円	
合 計	円	

(2) 支出の部

区 分	予算額（決算額）	備 考
復旧工事費	円	補助対象経費以外も含む。
合 計	円	

(3) 町補助金予算（計算）書

復旧工事費 ①	円	補助対象経費以外も含む。
補助対象部分の復旧工事費 ②	円	
補助対象部分の擁壁等の面積 ③	m <sup>2</sup>	
③に4万円を乗じて得た額 ④	円	
算定基準額（補助対象経費） ⑤	円	②又は④のいずれか低い額とし、かつ30万円以上であるもの。
町補助金額（⑤×2/3） ⑥	円	1,000円未満切捨て 上限額 100万円

誓 約 書

私は、三朝町被災宅地擁壁等復旧事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付申請をするに当たり、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号）及び三朝町被災宅地擁壁等復旧事業補助金交付要綱（平成29年三朝町告示第15号）の規定を遵守するとともに、次のことについて誓約します。

なお、これら違反し、又は相違のあった場合には、本補助金の交付決定が取り消され、本補助金を返還することについて一切異議を申し立てません。

- 1 私が行う復旧工事は、住家の安全性を回復するために行う工事に相違ありません。
- 2 私は、復旧工事を行うに当たり、隣接土地所有者等による紛争等が発生した場合は、自ら問題の解決に当たります。
- 3 提出書類等に記載の事項は、事実と相違ありません。記載の事項に変更のあった場合は、速やかに申し出ます。
- 4 復旧工事に要する経費について、他の公的補助は行われません。
- 5 私は、提出を求められた書類等を速やかに提出します。
- 6 私は、復旧工事を行うに当たり、法令等を遵守し、適切かつ安全に、近隣住民との関係に十分配慮して実施します。
- 7 私は、復旧工事が完了した後は、完成した擁壁等を適正に管理します。

平成 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

様式第3号（第6条関係）

同意書

申請者が管理し、又は占有する擁壁等は、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震の発生日の前日に居住の用に供していた住家に重大な損害を及ぼすおそれのある範囲内にあり、必要な復旧工事の取扱いについては、所有者である私との合意により、申請者が行うことについて事実と相違ありません。

また、三朝町被災宅地擁壁等復旧事業補助金交付要綱（平成29年三朝町告示第15号）の補助金の交付が申請者へ行われることについて同意します。

復旧工事の住所（場所）

（宛先）

三朝町長 様

平成 年 月 日

申請者（管理者又は占有者）

住 所

氏 名

㊟

被災宅地の所有者

住 所

氏 名

㊟

様

三朝町長 印

三朝町被災宅地擁壁等復旧事業補助金 交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった三朝町被災宅地擁壁等復旧事業補助金（以下「本補助金」という。）については、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった三朝町被災宅地擁壁等復旧事業（以下「対象事業」という。）とし、その内容は、申請書添付の事業計画の記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の算定基準額の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び三朝町被災宅地擁壁等復旧事業補助金交付要綱（平成29年三朝町告示第15号）の規定に従わなければならない。